

演題：走錨海難防止のための新たな航行ルールについて

(第64回月例会)

■講演概要等

平成30年9月4日の台風21号来襲時に、走錨した船舶が関西国際空港連絡橋に衝突した事故を契機に、海上保安庁において「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」を開催して対応を検討したところ、「台風等荒天時の走錨等に起因する事故再発防止のため、関西国際空港周辺海域における荒天時の錨泊について法的規制を行うべき」との提言を受けたことから、海上保安庁では、平成31年1月31日から、暴風等の気象警報の発表が予想される時には関空島の陸岸から3海里の範囲において、海上交通安全法（第26条第1項）に基づき、船舶の航行を制限する措置をとることとしています。

今回の講演では、この新たな航行規制について、大阪湾を担当海域としている第五管区海上保安本部の担当官から、法的措置に至る背景や内容等について、分かり易く解説いただきます。

講 師 第五管区海上保安本部交通部

航行安全課 専門官

安 藤 洋 氏

■開催日時

平成31年4月23日（火）15:00～16:30頃まで

■開催場所

起業プラザひょうご セミナールーム

神戸市中央区雲井通5丁目3-1（サンパルビル 6階）

電話 078（862）5302



■主 催

公益社団法人 神戸海難防止研究会（担当：江頭・藤原）

電話 078（332）2035

入場無料 御自由にお入りください！（定員50名）